# 軽自動車税の減免



### のお知らせ

※昨年度軽減を受けている方で、 で、一定の要件を満たす場合 方のために使用される軽自動車等 転者の方に変更のない方は提出 障害者手帳等をお持ちの方や運 障害者手帳等をお持ちの

## 申請に必要な書類等

通知書到着後、必ず納期限 者の身分を証明できるもの 祉課へ申請してください。 31日火)までに市民税課または、 〒5月初旬発送の軽自動車税納税 運転免許証・障害者手帳等・申請 吉田・大滝・荒川総合支所市民福 (未納の)納税通知書・運転者の **5**月

荒川☎54

 $\frac{1}{2}$   $\frac{1}{1}$ 

国民健康保険税

大滝☎55-0101

※昨年度、軽減を受けていた方で

買い替え等により軽自動車

問市民税課☎22−2209

る必要があります。

更がある場合は改めて申請をす をお持ちの方や運転手の方に変 を廃車された方、障害者手帳等

## 税務関係証明書請求時の 身分確認書類について

軽自動車税を口座振替で納めている方/

5月31日火の納期限から6月上旬に軽自動車税納税

証明書(車検用)を申請する場合には、申請の際に、 軽自動車税の引き落とし額を記帳した通帳をお持ちく

軽自動車税納税証明書(車検用)の発行には、 動車税を納めたことを確認する必要がありますが、 融機関から市へ引き落としの報告が届くまでの間、納 税の確認ができません。納税の確認ができない場合、

納税証明書(車検用)を発行することができませんの

なお、口座振替で納税した方には、6月中旬に納税

市税等(市県民税、固定資産税・都市計画税、

動車税、国民健康保険税)は、口座振替による納付を

で、ご理解とご協力をお願いします。

市税等の納付は口座振替が便利!

パスポート、身体障害者手帳など 請求の際には、 納税証明書など税務関係証明書の 分証明書が必要です。 官公署が発行した顔写真付きの身 マイナンバーカード、運転免許証 所得課税証明書、 本人確認のため、 評価証明書

ださい。

収 |市民税課☎22−2209 資産税課☎25-6076 納 課 22 - 2 2 1

合わせください。

持ちでない方は、

事前にお問

## 令和4年度の 所得課税(非課税)証明書は

6月1日泳から交付します

吉田・大滝・荒川総合支所税務担当 する場合は委任状が必要です。 市民税課☎22-2209 吉田 77 - 1113 本人と同一世帯以外の方が申請

# できます!

## PAY

# スマートフォン決済アプリ(無

ができます。 を読み取ることで、 ているコンビニ収納用バーコード 料)を利用し、納付書に印刷され 市税等の納付

納付手続きに必要なもの

·FamiPay請求書払

楽天銀行コンビニ支払サー LINEPay請求書払い

・ビス

・コンビニ収納用バーコード

が 印

・スマートフォン

(タブレ

ッ

刷された納付書

末も可)

- 固定資産税 都市計画税

※利用方法等は、各アプリで異な

ります。詳しくは各アプリ公式

・スマートフォン決済アプリ等

### 対象税目

- 市県民税(普通徴収分)
- 軽自動車税

## スマートフォンで "納税"



Pay Pay P a y B

請求書払

利用可能

な

スマートフォン決済サービス

その他

市税等の納期は、

料はご本人負担となります。

し、利用にかかるパケット通信

決済手数料は無料です。

ただ

月号16ページをご確認ください。

間収納課☎22−2210

証明書を郵送します。

### お勧めしています。 間収納課☎22-2210

領収証書は発行されません。 を超えるもの)、 納付してください。 収証書や軽自動車税納税証明書 納付書裏面記載の金融機関やコ (車検用)を必要とする場合は、

ンビニエンスストア等の窓口で

読み取りがで

金額を訂正した場合やバーコー 納付書のバーコードの使用期限 を過ぎると利用できません。 きない場合は利用できません。 ドの印字がない(金額が30万円

5月31日巛は県・自動車税(種別割)の納期です。スマホで納税できます! 問自動車税コールセンター☎0570-012-229

こ利用の際の注意事項

■をご確認ください。

### 児 童 手当制 案度 内の

# ~6月1日より一部制度が

改正されます~

遅れた月分の手当が受けられなく 請が必要です。申請が遅れますと を図るためのものです。 童の健全な育成および資質の向上 なりますので、ご注意ください。 り、家庭における生活の安定と児 る方に手当を支給することによ この制度は、児童を養育してい 児童手当を受けるためには、申

れます。(所得制限あり) 児童)を養育している方に支給さ の間にある児童(中学校修了前の する日以後の最初の3月31日まで 生まれた日の翌月から15歳に達

## 【改正点①

※公務員の方は、勤務先からの支給 合、受給資格が消滅します。 の所得が所得上限額を超える場 支給月額 特例給付対象者のうち、その者

3歳以上小学校修了前 1 5, 0 0

**第3子以降** 15,000円 **第1・2子** 10,000円

にある児童のうち、3番目以降を 日以後の最初の3月31日までの間 ※第3子以降とは、18歳に達する

場合、特例給付として 所得制限額以上所得上限額未満の 0 0 0 円

れ前月分まで(4か月分)が支払 毎年6月・10月・2月にそれぞ

現況届の提出

われます。

## (改正点②)

です。 現況届の提出が不要となります。 ましたが、公簿等で6月1日の状 況を確認することができる場合、 6月中に現況届の提出を求めてい は、引き続き現況届の提出が必要 ただし、次の場合に該当する方 手当を受給している方には毎年

- ・3歳未満の児童を養育している方
- ・住民票上、児童と別居している方
- ・子以外の児童を養育している方
- 離婚協議中で配偶者と別居され ている方
- 施設等受給者
- その他、 該当する方にはご案内を郵送し あった方 市から提出の案内が

ますので、内容確認の上、 てください。 提出し

吉田·大滝·荒川総合支所市民福祉課 聞こども課☎25―5206 吉田 27-6082 大滝☎55-0865

荒川☎54−2116

表の要件を満たすもの

## 過疎地域における 固定資産税の課税免除

画」で産業振興促進区域に指定さ 用を受けることができます。 償却資産)について課税免除の適 たす固定資産(土地、家屋および れた地域において、一定要件を満 秩父市過疎地域持続的発展計

対象地域 たは法人

域全域 対象業種

製造業 ・情報サービス

農林水産物等 業等

旅館業(下宿 販売業 営業を除く)

· 家屋(事業用 主な要件 家屋)、償却 資産(機械お

で、取得価額が 用に供するもの した直接事業の 1日以降に取得 令和3年4月 よび装置) 対象業種 製 造 業 業 館 旅 500万円以上 農林水産物等販売業 情報サービス

ところ 資産税課または吉田・大

滝・荒川総合支所市民福祉課

提出する個人ま 青色申告書を

吉田・大滝地 2,000万円以上※ 500万円以上

個人または資本金の額等|資本金の額等が5,000万円|資本金の額等が1億円 1,000万円以上※ 500万円以上

> る年度から3年度間 申請期限 原則取得した次の年の1 提出してください。様式は、資産 申請方法 敷地部分(取得日から1年以内に ※資本金額が5,000万円を超え 月31日まで(令和3年4月1日か 税課Ⅲからダウンロードできます。 荒川総合支所市民福祉課窓口まで 書等を資産税課または吉田・大滝・ 家屋が着工された場合に限る) **適用期間**新たに課税することとな 上記の家屋の直接事業に供する 固定資産税課税免除申請 新設または増設に限る

## 無料でご覧になれます 土地·家屋縦覧帳簿

と き 5月31日火まで が適正であるか、他と比較できます。 でき、自らの土地・家屋の評価額等 の方が土地・家屋縦覧帳簿を縦覧 令和4年度の土地・家屋にかかる 固定資産税は、令和4年1月1日 令和4年度の固定資産税納税者 現在の状況によって課税されます

※縦覧できる内容や必要な書類等 固定資産税の納税通知書(納付 はお問い合わせください。

**過資産税課☎25−6076** 書)を、4月中旬に発送しました。

家屋縦覧帳簿とは?

ら令和4年1月1日の間に取得し

た場合は、お問い合わせください)